

平成29年(フ)第120号

決 定

仙台市青葉区中央一丁目9番33号

破産者 株式会社エマルシェ

主 文

本件破産手続を廃止する。

理 由

破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認める。

平成31年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 関 根 規 夫

裁判官 齊 藤 研一郎

裁判官 本 條 裕

これは正本である。

平成31年3月27日

仙台地方裁判所第4民事部

裁判所書記官 川 村 弘 志

